

平 監 第 55 号
令和 7 年 1 月 28 日

平川市長 長 尾 忠 行 様

平川市監査委員 鳴 海 和 正

平川市監査委員 小田桐 正 和

定期監査の結果報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

第 1 監査の概要

1 監査の実施期日

前期：令和 6 年 11 月 6 日から同月 14 日まで

後期：令和 7 年 1 月 7 日から同月 16 日まで

2 監査の対象部局（実施順）

【前期】

尾上総合支所、食産業振興センター、平賀図書館、尾上図書館、生涯学習課、学校給食センター、碓ヶ関総合支所、碓ヶ関診療所、葛川支所、葛川診療所、建設課、建築住宅課、スポーツ課

【後期】

総務課、政策推進課、財政課、選挙管理委員会、上下水道課、税務課、市民課、会計課、福祉課、高齢介護課、子育て健康課、学校教育課、指導課、農林課、商工観光課、農業委員会、平川診療所、議会事務局、監査委員事務局

3 監査の範囲

今回の監査は、令和5年度の財務に関する事務の執行状況、一般事務の執行状況、釣銭の管理状況、市税等の収納に係る滞納対策の取組などについて、関係職員から説明を聴取の上、関係帳簿及び書類との照合を行った。加えて、年次休暇承認願簿、有給休暇承認願簿、週休日の振替等勤務命令簿、時間外勤務等命令簿、出張命令簿等の確認を関係職員の状況説明を交えて行った。

また、公共的団体等の出納事務を所管している場合は、預金通帳・印鑑が安全かつ厳重に保管されているか確認するとともに、取扱職員の把握、入出金時の決裁状況及び所管する特殊事情等について確認を行った。

第2 監査の結果

総合的には、予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び釣銭の管理状況については、おおむね適正に処理されているものと認められた。また、行政事務の執行についても法令等に従いおおむね適正に行われていた。

市税等の収納に係る滞納対策については、滞納者へ納入通知書を送付するだけでなく、休日・夜間窓口開設や臨戸訪問等の徴収業務に精励されているが、一部において臨戸訪問が未実施であり滞納者の実態把握が必要であると思われる。徴収努力を更に重ね徴収率の維持向上を図られたい。

今回の定期監査における主な指摘事項・改善事項は、次のとおりである。

① 職員の休暇取得について（年次休暇承認願簿、有給休暇承認願簿）

休暇取得日数の少ない職員がいることから、メンタルヘルスと生産性の向上を図るためにも、休暇が取得しやすい職場環境づくりをお願いする。

② 公用車等の運転及び管理について（運転・業務日誌及び公用車日常点検記録簿）

業務により公用車を運転する際に記入する運転・業務日誌について、使用時間・走行メーター・アルコールチェック欄等が空欄となっているものが見られた。特に、アルコールチェック欄は、公務運転業務前後のアルコールチ

エツ

クに関する運用において、公用車等運転時にはアルコールチェックを行い、所属課長等の確認を得ることとされており、アルコール濃度が検出されなかつ

つ

た場合であっても、空欄とせず 0.00mg と記入されたい。

また、公用車日常点検記録簿の不備も見られた。公用車を所管する課において、毎月初めの日（休日の場合は次の日）に点検を実施し、所属（課）長を通して安全運転管理者への提出が必要となっている。

日ごろから、公用車日常点検記録簿に市有自動車実態把握調査票と車検証

の写しを添付し、毎月確認した上で利用をお願いする。

これらについては昨年度も報告していることから運用の徹底をお願いする。

③ 私有自動車の公務使用の燃料支給について

私有自動車を公務使用したときは、取扱要綱に基づき走行距離に応じて燃料をチケット支給しているが、出張命令カードにチケットナンバーや支給対象合計距離数が記載されていないものが見受けられた。出張命令カードとチケットを照合しやすいように整理をすることををお願いする。

④ 時間外勤務等命令及び週休日の振替等勤務命令について（時間外勤務等命令簿及び週休日の振替等勤務命令簿）

時間外勤務手当においては、適切に支給されていると思われる。管理職は引き続き時間外勤務命令を適切に実施していただきたい。

なお、このほか監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、担当職員に対して改善又は検討を要望したため、記述を省略する。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し適正な執行に努められたい。

市が事務局を所管する公共的団体等の状況については次のとおりである。

○公共的団体等の出納事務一覧

団体名	所管部署	出 納 責任者	出 納 担当者	通帳印 保管責 任者	通 帳 保管責 任者	特殊事情等
平川市行政委員連絡協議会	総 務 部 総 務 課	課長	係長	課長	係長	当協議会は平川市発展のため組織されたもので、事務局及び会計を総務課が引き受けてきた。以前出納事務の移管について協議会と協議したものの、団体の規模、特殊性などから市が出納業務を行うこととされた。
平川市地域公共交通協議会	総 務 部 政策推進課	課長	主事	課長	主事	本協議会は市で設置した協議会であり、主な事務は、協議会開催の報酬・費用弁償等の支出及び国・市の補助金に出し入れ等広範囲にわたるため。（今年度は支出予定なし）
平川市西地区まちづくり委員会		部長	主事	部長	課長	「地域運営組織」として設立から間もなく、事務を担当するのが困難であるため。 ※振込手数料削減のためにキャッシュカードを作成している。暗証

						番号は出納担当者が把握。キャッシュカードは通帳保管責任者が保管している。
日本赤十字社平川市地区（平賀）	健康福祉部 福 祉 課	課長	主査	課長	主査	市長が地区長及び尾上・碓ヶ関の2分区長となっていることから、出納事務は市が望ましい。
日本赤十字社平川市地区尾上分区	市民生活部 尾上総合支所	支所長	補佐	支所長	補佐	
日本赤十字社平川市地区碓ヶ関分区	市民生活部 碓ヶ関総合支所	支所長	庶務係	支所長	庶務係	
平川市緑化推進委員会	経 済 部 農 林 課	課長	主事	課長	補佐	青森県緑化推進委員会の下部組織であり、行政で事務を所管することが適当である。（他市町村も行政が事務局となっている。）
平川市農業再生協議会		会 計 管理者	主査	部長	課長	協議会の事務局や運営主体については、行政又は農業団体が担当することとなっており、円滑に運営するには、市が事務局を持つことが適当である。
平川地域担い手育成総合支援協議会		会長	主事	課長	部長	認定農業者、土地改良区、農協、農業共済組合で組織される団体で、補助金の受入れ等、事業の実施上、市が事務局を運営することが適当である。
平川市鳥獣被害防止対策協議会		部長	主事	課長	部長	市・警察・農協・猟友会・鳥獣保護管理委員で組織され、補助金の申請や、実施隊への活動費支払事務等、事務量が多く複雑であり、また設置要綱で会長を経済部長としていることから、事務を円滑に進めるため当課で所管するのが望ましい。
平川市防風ネット整備組合		課長	主事	課長	補佐	市内農業者で組織される団体で、補助金の受け入れ、農業者の自己負担金の徴収など、事業実施上、市が事務局を運営することが適当である。
平川あどの祭り実行委員会	経 済 部 商工観光課	ひらかわ ねぶた連絡協議会 会長	主事	課長	補佐	団体に出納事務を行える人材がない。

青少年育成平川市民会議	教育委員会 生涯学習課	会長	主事	課長	主事	事務局を生涯学習課に置くと規約で定めている。行政が主体となって立ち上げた組織であり、出納事務を行う人員がいない。
中弘南黒公民館連絡協議会	教育委員会 平賀公民館	館長	補佐	館長	館長 補佐	会則により会長・事務局は持ち回りとなっている。
津軽南地区教科書用図書採択協議会	教育委員会 指 導 課	課長	補佐	課長	補佐	津軽南地区の市で事務局を担当することとなっている。
平川市議会議員互助会	議会事務局	事務局長	主事	事務局長	主事	議員に出納責任者を選任できないため。
西十和田トンネル建設促進市町村議長同盟会		事務局長	補佐	事務局長	補佐	規約により、会長に選任された市が事務局を担当することとされているため。
青森県都市会計事務協議会	会 計 課	課長	主査	課長	主査	代表幹事が10市持ち回りで開催されている協議会で、令和6年度は平川市が当番市となっているため。(令和6年度に解散した)

以上 18 団体の出納事務を市が所管している。通帳と印鑑の保管状況及び入出金時の決裁状況については適正に処理されていた。今後も公金の取扱いについて疑義をもたれないように適正な事務処理に努められたい。